

取扱区分：「公開」

平成29年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年5月10日(月)10時01分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年5月10日(水) 午前10時01分 ~ 10時59分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
報告第23号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第24号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第25号	非農地証明について	4件
報告第26号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件
報告第27号	農地所有適格法人報告書の提出について	7件

4 出席委員

第1番	山崎光夫君	第2番	水井規雅君
第3番	秋貞啓子君	第4番	白石純治君
第6番	小林一雄君	第7番	高橋恵君
第9番	杉村龍男君	第10番	藤井和典君
第11番	梅田洋治君	第12番	椎木人志君
第13番	大江静人君	第14番	弘中壽君
第15番	江波一男君	第16番	田中榮作君
第18番	藤井孝君	第19番	笠井保雄君
第20番	松岡清治君	第21番	藤井澄子君

第22番 大 田 幹 代 君

第23番 歳 光 時 正 君

第24番 杉 村 洋 治 君

第25番 藤 井 允 雄 君

第26番 福 田 栄 司 君

第27番 山 崎 弘 子 君

第28番 林 定 子 君

第29番 村 木 実 君

第30番 松 田 孝 行 君

第31番 岩 田 学 君 (職務代理者)

第32番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第5番 有 馬 俊 雅 君

第8番 長谷川 和 美 君

第17番 野 村 一 男 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 隅 浩 二

次 長 藤 井 豊

次長補佐 小 西 美佐江

書 記 時 重 智 一

事務局長

皆さん、改めまして、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、はじめに、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日の欠席は、第5番 有馬俊雅委員、第8番 長谷川和美委員、第17番 野村一男委員の3名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時01分 ～ ）

議長（西田会長）

それでは只今より、平成29年第5回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番、小林一雄委員さん、第16番、田中栄作委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第14号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案6件でございます。

それでは、まず1番について、ご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の1、078平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人が孫である譲受人に、贈与により所有権の

移転をするもので、これまでどおり、果樹園として枇杷の実を栽培するもの
あります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ
いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前から適
正な耕作管理を行われており、引き続き農地の全てを効率的に利用できると
見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある
日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は51アールで、当地区の
30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、枇杷栽培として作付けし
ており、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用
の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て
を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第25番

25番、藤井です。この件につきましては、5月7日、譲受人、立会いの
もと調査を行いました。現地は、譲受人所有の40アールの土地に隣接して
いる10アールでございまして、孫に贈与されるもので、これまでも管理し
てきており、既に昨年、枇杷の苗木を植えられております。そういう状況で
あり、許可諸要件を満たしていると思われま。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の2,813平方メートル、同じく大字●●字●●の畑、2筆の493平方メートル、同じく大字●●字●●の畑、1筆、485平方メートル、合計で5筆、3,791平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は平成28年10月28日死亡、遺言により、5筆、3,791平方メートルのうち持分12分の1を譲受人に特定遺贈するものであり、これまで畑として耕作し、野菜を栽培していましたが、引き続き耕作していく予定です。この権利移動につきましては、特定遺贈ですが、法定相続人ではなく、伯父、甥の関係に当たりますことから、許可申請が必要となって参ります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より管理しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思えます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は37アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

11番の梅田でございます。農地法第3条第1項の許可申請について調査
結果をご報告いたします。事務局の説明にもありましたように、遺言により
甥に譲渡するもので、農地法第3条の主な許可基準について事務局の説明の
ように合致しており、甥が耕作しておりまして、別に問題はございません。
以上でございます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（発言を求める声あり）

はい、どうぞ。

第9番

持分が24分の5にしかありませんが、耕作実態と耕作要件の基準は、
これで通りますか。

事務局長

持分は24分の5ですが、耕作者は●●●●さんでありまして、基準面積要件は満たしていると思われま

議長（西田会長）

他にございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の1、080平方メートル、でございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は維持管理が困難で、一部を手放したいとされ、譲受人は自宅北側にあり、通作、管理に便利であることから取得されたい意向であります。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は66アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、自家用及び出荷用の野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の水井です。議案第14号3番の申請について、去る5月4日、譲渡人とは電話で、譲受人とは申請地にて、面談、調査した結果についてご報告いたします。

申請地は、●●支所から西へ約2キロの位置にあり、譲受人が住んでいる宅地の北側に隣接しています。およそ10年前から譲渡人からの依頼で畑地として耕作している土地で、譲渡人は、この先もこの土地の維持管理の見通しが立たないことから、手放すことを決意し、譲受人は通作、管理に便利なことから取得することにしたとのことです。

譲受人は、これまでこの土地で、キャベツ、白菜、ねぎ、玉ねぎ、ゴボウ、ジャガイモ、えんどう及び菊その他の花卉類を栽培しており、今後もこれら野菜や花卉類の栽培を続け、自家消費と直売所への出荷に供したいとのことです。

長年の農業実績もあり、調査項目に照らしても何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番及び5番につきまして、譲受人、譲渡人とも同一でございますので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

4番及び5番については、譲受人、譲渡人とも同一でございますので一括してご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の4,083平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、相続したが農業経験もなく耕作は困難とされ、譲受人は野菜、果樹栽培を中心に営農を開始されるとのことでございます。4番につきましては、所有権の移転の予定ですが、5番につきましては、使用貸借権の設定をされる予定であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は40アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、5番は使用貸借権の設定ですが、転貸については該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、現在畑として野菜を栽培している箇所は継続し、荒廃しつつある部分は、徐々に耕起し、果樹を植樹し、肥培管

理されるとの事であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の藤井です。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、5月6日に、番号4、5について、譲渡人、譲受人と現地で面談しましたので、ご報告します。

まず、番号4について、土地の所在は、●●698、地目は田、1,938平方メートル、内、畑3.3平方メートルです。現状は双方合わせて4分の1程度が畑として耕作されております。その他は草が茂っております。現在、耕作している畑地以外の土地は、草刈りをして、果樹（柿）を植えて管理していくとのことでした。

番号5について、●●350の1、地目は田、1,145平方メートルの土地は、現在、野菜などが植えてあり、畑として管理されております。

譲渡人は、土地を相続しましたが、農業経験はなく、飲食店を営みながらの耕作は、周辺の援助を受けながらも困難であり、他に耕作できる者もなく、譲り先を探していたところ、該当する土地の近傍におられる譲受人の承諾を得たので、今回譲り渡すことになったようです。

譲受人は、管理が困難という譲渡人よりの相談を受け検討した結果、これまで培ってきた家庭菜園での経験をいかすべく、近隣の農業経験者の援助を受けながら野菜、柿の栽培を開始したいと言っておられる意欲的な方です。

一部耕作放棄地に近い農地も含めて、農業をやりたいということで、問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番及び5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

第11番

権利移動において、4番で所有権移転と5番で使用貸借に分けたのは何か理由がありますか。

事務局長

4番は2,938平方メートルで、下限面積要件の3反を満たしておりません。これについては売買の予定ですが、下限面積要件を満たしていませんことから、5番の土地、1,145平方メートルを足して、含めて3反要件を満たすということで、この土地は、売買による所有権移転でなく、使用貸借権を設定されるというように聞いております。以上です。

議長（西田会長）

他にございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号4番及び5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番及び5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に6番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の274平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で耕作困難、後継者もいないため、譲渡先を探していたところであり、譲受人は、農地所有適格法人で、野菜を栽培するための用地として購入されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は932アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、減農薬を心掛け、周囲には十分配慮をされることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

30番の松田です。譲渡人には電話で確認をとりました。譲受人には5月4日に現地で会いまして、274平方メートルと面積もあまり広くないことから、薬物の開発に使いたいと説明がありました。今ハウス栽培をやっていますが、それとは別に露地栽培もやりたいので、その研究に使いたいとのこととです。労働力については、法人経営で19名ぐらい雇われていますので、問題ないと思われまして、現地は草が相当生えていますが、今後きちんと草刈りをして、使っていくとの確認をとりました。経営も順調であり、問題ないと思われまして、ご審議の程お願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第15号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案2件でございます。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社員の方です。

現在、両親と同居しているが、子供の成長に伴い、隣接地を父から使用貸借し、自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南東へ約1.2キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1279番5、地目は田、地積は105平方メートルでございます。

（スクリーンに分間図、建物平面図、立面図及び写真を表示）

こちらが、分間図でございます。

続きまして、建物の平面図でございます。

建物の立面図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入口のある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資内定書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路以外への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発指導室に農業を営む者に該当する、自己申告書が提出され、4月24日付で受理されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

13番の大江です。番号1について、5月7日に借受人、貸出人立会いのもと、調査を実施したので報告いたします。

借受人は、現在両親と同居しており、子どもも大きくなり、手狭になったので、自宅を建築するものでございます。

申請地の現況地目は、畑で休耕地が多く、他に柿木、柚、榊、サンショウ

が各1本ずつ植えてあります。

汚水の排水については、公共下水道に接続することになっており、被害防除計画書が添付されており、問題ないかと思われます。

どうか、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご説明いたします。

譲受人は、●●市に事務所のある売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル216枚を設置するものです。

申請地は、南向きで平坦であり、維持管理にも最適な立地にあり、又、譲渡人は、従前から耕作まで至らず、後継者・委託先もないことから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南へ約3.2キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●2510番、地目は田、地積は625平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図及び写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長 (西田会長)

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします

第30番

30番の松田です。5月2日に譲渡人にお会いしました。この土地の隣接地は、元工務店の作業小屋になっていたところですが、農地も残っていて、

今回そこも一緒にして、太陽光発電のための土地にしたいとお聞きしました。その隣の田を●●が作っていますので、よく存じていますが、よくきれいに草を刈って管理してあり、維持管理の関係や汚水の関係については問題ありません。草を刈るのも大変な広い土地ですが、現在、維持管理は、しっかりできています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第23号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第23号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第7号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第24号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第24号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第25号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は4件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第25号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第26号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第26号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

はい。松田委員さん、どうぞ。

第30番

私の記憶間違いかも知れませんが、2番の250平方メートルですが、2アールが上限ではなかったのですか。それとも全然制限はないのですか。

事務局次長

建物とか農業用倉庫については、2アールという基準がありますが、農道の場合については、1個人の方が自分の農道として使用される場合、面積の縛りはございません。よって、この件は受理したということでございます。

議長（西田会長）

その他ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第27号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は7件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第27号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で、報告第27号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第5回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時59分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年5月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 小 林 一 雄

委 員 田 中 栄 作